

2026年3月6日

教職員各位

公立大学法人会津大学理事長

学部授業における教員の出張による遠隔授業の実施について

このことについて、学部授業に関しては2026年度から出張により教員が正規の開講時間に面接授業を実施できない場合に限り、学生の不利益を回避するための例外的措置として、下記のとおり遠隔授業を認めることが、2025年度第12回部局長会議において決定されました。

遠隔授業を実施するのか、これまでどおり補講や代講を選択するのかは、授業担当教員が下記事項を確認の上御判断ください。

記

1 遠隔授業について

指定された期間内に受講生が自由に時間を選んで受講するオンデマンド型の授業、もしくは受講生と教員が同時かつ双方向で実施するリアルタイム型の授業を指します。

2 対象授業について

学部授業が対象となります。科目コーディネータが遠隔授業実施の可否を判断しますので、授業担当教員から直接相談してください。

3 遠隔で実施可能な授業の時間数について

当該授業科目の全授業時間数の3分の1以下となります。

4 遠隔授業の実施手続きについて

出張手続き時の旅行命令書に遠隔授業の有無を記載してください。また、遠隔授業を実施する場合には、授業時間帯を変更することなく、実施形態が遠隔となる旨および受講方法について、原則として実施日の1週間以上前までに学生へ周知し、遠隔授業の受講に必要な機材・環境（スマートフォン、ノートPC等の端末、ネットワーク、利用ソフトウェア等）が、学生にとって十分に準備可能なものであることを事前に確認してください。学生課では遠隔授業実施のために必要となるサポートはいたしません。なお、遠隔授業の実施を理由として出張日数の延長は原則認められません。

5 留意事項について

以下を守ったうえで実施してください。

- (1) 学修時間・学修量の確保
- (2) 授業の実施方法を明記
- (3) 連絡先の明記
- (4) 双方向性の確保
- (5) 学生の学修状況の把握及び適切な学修評価
- (6) 使用教材の著作権への留意
- (7) 個人情報への配慮

(8) 情報漏洩への留意

6 遠隔授業が実施できない事例について

- (1) 年次有給休暇その他の私的理由による不在への対応
- (2) 自主研修等大学が公的に認めた出張等に該当しない不在
- (3) 海外・自宅等からの恒常的な授業実施
- (4) 自身や家族の疾病・感染症等に起因する療養・隔離等の理由による不在への対応
- (5) 海外出張中の場合、現地時間で深夜時間帯(22時から5時)の授業実施

以上